

船橋市児童相談所の設置について（進捗報告）

1. 現在の状況と今後の予定

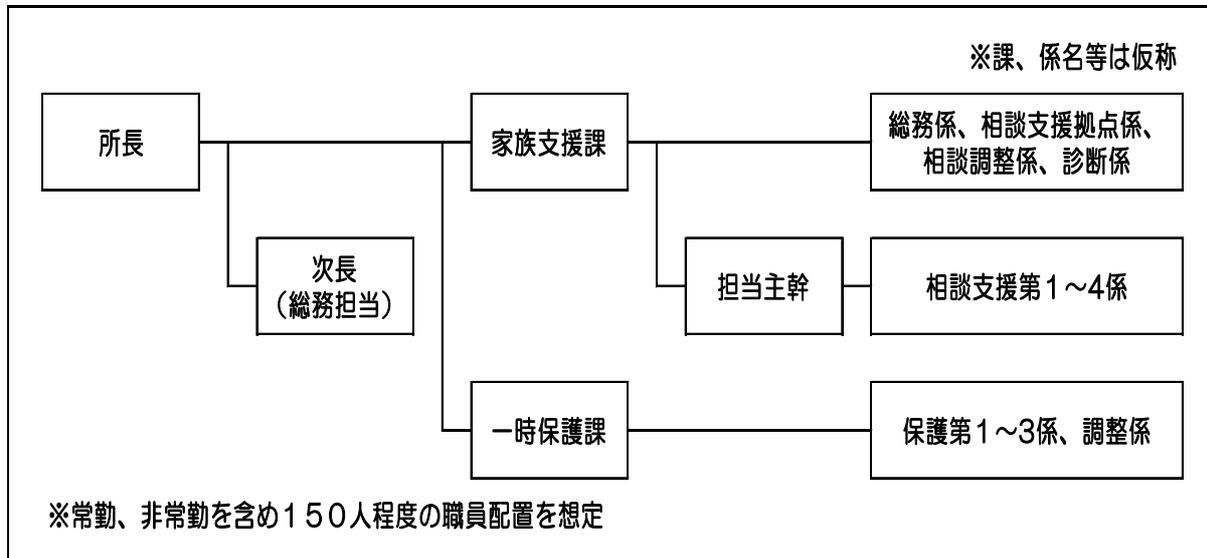
船橋市では「船橋の全ての子どもたちの安全で安心な生活を守り、健やかな成長と発達を切れ目なく支援する拠点」として、令和8年4月の市児童相談所開設を目指しています。

現在、施設の基本設計が完了し、実施設計を進めるとともに、専門職の採用や他自治体への派遣研修等による人材の育成、児童相談所設置市になることで県から移譲される業務の整理、市児童相談所開設を見据えた子育て家庭に関する庁内の相談体制の構築などに取り組んでいます。

2. 船橋市児童相談所基本設計の概要について（別紙参照）

令和5年2月10日より市ホームページで公開中

3. 児童相談所 令和8年4月（開設時）組織体制（案）



※児童相談所と家庭児童相談室を一体化した家族支援課8係と一時保護所の運営にあたる一時保護課4係の所長以下2課12係を想定。

※今後の児童虐待相談件数の推移により職員の増減あり。

4. 全体スケジュール

| | 令和 3年度 | 令和 4年度 | 令和 5年度 | 令和 6年度 | 令和 7年度 | 令和 8年度 (開設) | |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------------|--|
| 施設整備 | | 設計 | | 建設 | | | |
| 人材確保・育成 | | 採用 | | | | | |
| | | 他自治体派遣研修 | | | | | |
| 移譲業務等協議※1 | | 関係部署協議 | | 県協議・移譲 | | | |
| システム構築※2 | | 仕様検討・作成 | | 入札・開発 | | | |
| 関係機関等 相談支援体制構築※3 | | 調査・検討・調整 | | | | | |
| 政令指定※4 | | 事前準備 | | 事前協議・申請 | | | |

※1 移譲業務等協議：児童相談所設置市として千葉県から移譲される様々な業務について関係部署と所管等の協議を行う。

※2 システム構築：市児童相談所情報システムのほか、業務効率化並びに職員の負担軽減を図るため、以下のツールの導入についても検討する。

| | |
|------------------|---|
| 電話応答支援 | 電話による音声記録を自動でテキスト化し、記録作成を行うシステム。 |
| 音声テキスト化 | 職員がICレコーダに音声を吹き込むことで音声をテキスト化し、訪問や面接記録の作成を行うシステム。 |
| AIを活用した リスク判定 | AIが児童や周辺環境に係る情報を分析することで、一時保護率を表示し適正な判断の一助とするシステム。 |

※3 関係機関等相談支援体制構築：市児童相談所の開設に併せ、子育て家庭に関わる相談体制を再構築し、関係部署との連携の強化を図ることを目的として、関係部署と協議を行う。

※4 政令指定：中核市や特別区が児童相談所を設置するにあたり、児童福祉法施行令において指定を受ける必要があるため、事務遂行体制や都道府県との連携体制をまとめた計画書等を申請する。